

職工諸君に警告  
十二年有るもの  
小切手  
此の頃の工業界の不景気は僱達労働者に非常なる犠牲を要求してゐる。ある者は担三本を口で切られ、たつた七圓五拾錢で御箱にならうとした、又或る者は金廻りが悪いと言ふ理由の下に給料の支拂を延期されてゐる。

職工諸君！ 義務を行ふ事而已を知つて主張すべき權利のある者を知らないものは永久に人間たれない。工場主は度々僱達を解雇するに際して斯ういふ事を言ふ「不景気で控をしてゐるから解雇手當を出す所ぢやない、何々工場は縮小さへも擧つてゐないぢやないか」或は「景気がよくなれば再び来て貰つて僱するから」然し兄弟達、決してこんな奸言にまかされてはならぬ。

如何なる理由を彼等が立てても若し君が今日迄眞面目に働いて来てゐる工場主が解雇の豫告をせなかつた以上は、國法は君に相當の手當を要求する權利を興へてゐるので、又負債の場合に他の事件に對しても少なからず法は僱達を保護してゐる。

専ら職工諸君に告ぐ！ 義務を知つて權利を知らないものは永久に人間たり得ない。諸君の正しい主張を何處迄も保護し、僱達如何なる本家を今日の如き狂氣の沙汰から眞の人間に還らしめ、諸君は先づ組合に加入せねばならぬ、組合の力は各自想像も出来ない程の強いものである。

神戸市兵庫塚本通二丁目六二

日本労働同盟神戸聯合會内

神戸合同労働組合

電話 本局一五六七

申込書

生年月日名	年 月 日 生
現住所	
本籍	
紹介業者	

貴會の主義綱領及規則承知の上入會相添會員として入會申込候也

大正 年 月 日 申込者

日本労働同盟神戸合同労働組合御中

申込書は男女別